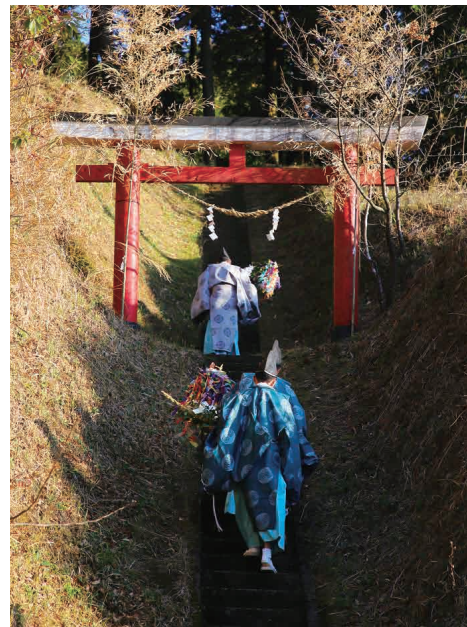




継承するために変化を受け入れる
狩猟文化から農耕文化へ。自然の恵みと生きることへの感謝、地域の安泰と繁栄を願う思いを表現した神事、柴祭りは「当たり前」の日常が

池田の柴祭り。しかし、平成8年頃からしばらくの間、途絶えていた時期があります。「柴祭りは江戸時代中期頃から行われていると推測されます。先人たちが地域の安泰を願い継がれてきた伝統文化を継承する責務がある」と宮司を務める前迫芳文さんは平成14年に祖父の残した記録や調査書、映像記録をもとに復元。三百年以上続くといわれる伝統行事を守りながら今に伝えています。

①高穂神社から錦江湾を眺めシシ肉に見立てたシトギを食す②安水集落の田打ち行事に参加した半下石陽菜ちゃん③一の柴では椎の古木前で神職が祝詞を上げる④田んぼを耕す牛役は見物客にシラスを投げつける。以前は子どもたちが担っていた⑤前迫雅文さんが描いた山の神と餅盗人⑥3日は夜明け前から川で若水を汲み神社を清める⑦田起こし唄では「今年の牛は元気がうけど」など掛け合いが面白い⑧シシ狩りでも神職らの独特な掛け合いがある



いつまでも続くことを、先人たちが強く祈っていた証かもしれません。安水集落では毎年の田打ち行事にほとんどの家庭が参加します。ただ、伝統を続けることは容易なことではありません。神社の場所や料理内容を変え、本来は子どもたちが担ってきた牛役も大人が演じるなど変化を受け入れて継承してきました。「続けるためには変化がともなう。これからも話し合い、形式にとらわれず継承したい」と語った安水純一さん。価値観や生活の多様化に加え、急激な人口減による担い手不足と課題は多いものの、祭りの本質を見失うことなく時代の変化を受容しながら柔軟に対応してきた池田の柴祭りから、多くのことを考えさせられます。

本質を見つめ変化を受容しながら継がれる伝統

池田の柴祭り

田起こしや針起こし、ナンコ始めに狩猟始めといった年初の事始めに関する祭事が、池田地区の随所を巡りながら繰り広げられる「池田の柴祭り」。令和2年3月16日に文化庁から「選択無形文化財」として選択され、継がれてきた歴史と継承が注目を集める「柴祭り」に密着しました。



神ノ川沿いにそびえ立つ立神岩（写真）
安水集落での「田打ち」行事は数年前まで神ノ川沿いの旧立神神社で行われていた。30mを超えるとと言われるロウソク状の巨岩「立神岩」。数万年前の阿多カルデラ噴火で噴出した溶結凝灰岩が、流水により削られたことで今のような岩になったと伝えられる。現在、立神神社は安水集落内に移築され「田打ち」や「針起こし」といった行事もすべて集落内で完結している。

池田に伝わる年始行事「柴祭り」

鎌倉時代に創建されたと伝えられ、島津氏が山中の竹を戦の旗竿に用いたことに由来する、旗山神社を中心に古くから伝承される年始行事、「柴祭り」が1月2日から3日にかけて行われました。2日は安水地区の立神神社の社殿横で、1メートル四方の田んぼに見立てたシラスを使い「田打ち」と呼ばれる神事が集落総出で始まります。宮司らの唄に合わせ、鉾を模した木の枝でシラスをかき上げながら中央を盛りあげていくのは、牛役の子どもと男性たち。途中、そのシラスを見物客に投げつけることで威勢よく田起こしをする牛を演じ、種まきや鳥追いなど一連の農耕行事で豊作を願います。3日は旗山神社近くにある「この坂」と呼ばれる山中で山の神が餅盗人を懲らしめる様と、ワラで作ったイノシシを矢で射る狼の様子を演じる「シシ狩り」が行われました。前迫雅文さん、大村陽さんが「外した」「子連れだ」「捕ったぞ」と笑みを浮かべ、慣れない鹿児島弁でやりとりを交わします。場所を移しワラのイノシシや竹の弓矢を焼いたあと、シシ肉の変わりに米粉を水で練った

「シトギ」を切り分け、神職から順に「トーン」と大声を上げてから口にししました。その後は参加者も「トーン」と声を張り、順番に頬張ります。以前は2日から4日まで3日間かけて行っていた池田の柴祭りですが、現在は2日間で豊作を祈願する「田打ち」や、裁縫の仕事始めとなる「針起こし」、狩猟始めの「シシ狩り」や、川や海での豊漁を願って海を眺める高台から祈りを捧げる神事を移動しながら行っています。かつては大隅半島各地で行われていた新年の事始め行事。しかし、現在でも元の姿を保っているのは旗山神社の柴祭りだけと言われるほど衰退し、各地でその姿を消しています。そこで文化庁は令和2年3月に「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に池田の柴祭りを選択。計画的に映像や報告書を記録することで確実な記録保存と次代への継承に向けた取り組みを進めています。昨年はコロナ禍で中止に追い込まれたものの、変わりゆく時代の変化に適応し、場所や道具などその姿を変えながら現在まで守られてきた、

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財。記録や保存に関する経費の一部に公費補助を充てることができる。